

第18号議案

加東市私債権管理条例等の一部を改正する条例制定の件

加東市私債権管理条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年3月2日提出

加東市長 安田正義

加東市条例第 号

加東市私債権管理条例等の一部を改正する条例

(加東市私債権管理条例の一部改正)

第1条 加東市私債権管理条例(平成26年加東市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第15条を第16条とし、第14条を第15条とする。

第13条に次の1号を加え、同条を第14条とする。

(6) 第11条の規定により徴収停止を行った場合において、当該徴収停止後相当の期間を経過しても、同条各号のいずれかに該当し、債務を履行させることが困難又は不相当と認められるとき。

第12条を第13条とし、第9条から第11条までを1条ずつ繰り下げる。

第8条ただし書中「第11条第1項各号」を「第12条第1項各号」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「前条」を「第6条」に改め、同条ただし書中「第10条」を「第11条」に、「第11条」を「第12条」に改め、同条を第8条とする。

第6条の次に次の1条を加える。

(遅延損害金)

第7条 市長等は、前条の規定により督促した場合において、当該私債権の額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該私債権の額に民法(明治29年法律第89号)第404条に規定する割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金額を加算して徴収する。

2 前項に規定する年当たりの割合は、^{じゆん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

- 3 前2項の規定により遅延損害金額を計算する場合において、その計算の基礎となる未納金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。
- 4 前3項の規定により遅延損害金額を計算する場合において、その確定額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。
- 5 市長等は、災害その他のやむを得ない理由があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、遅延損害金を減額し、又は免除することができる。
- 6 市長等と債務者との間で遅延損害金について特別の定めをした事項については、前各項の規定は、適用しない。

(加東市介護保険条例の一部改正)

第2条 加東市介護保険条例(平成18年加東市条例第127号)の一部を次のように改正する。

第11条に次の1項を加える。

- 5 市長は、災害その他のやむを得ない理由があると認めるときは、第1項の規定による延滞金を減額し、又は免除することができる。

(加東市営住宅条例の一部改正)

第3条 加東市営住宅条例(平成18年加東市条例第170号)の一部を次のように改正する。

第18条の見出し中「延滞金」を「遅延損害金」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 入居者は、前項の督促を受けた場合においては、当該家賃に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、民法(明治29年法律第89号)第404条に規定する割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を加算して納付しなければならない。

第18条第3項中「第1項の指定納期限」を「納期限」に、「延滞金額」を「遅延損害金」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 前3項に定めるもののほか、遅延損害金の徴収については、加東市私債権管理条例(平成26年加東市条例第7号)第7条第2項から第4項までの規定を準用する。

第38条第4項中「年5分の割合」を「民法第404条に規定する割合」に改める。

(加東市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第4条 加東市後期高齢者医療に関する条例(平成20年加東市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 5 市長は、災害その他のやむを得ない理由があると認めるときは、第1項の規定による

延滞金を減額し、又は免除することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の加東市私債権管理条例第7条の規定、第2条の規定による改正後の加東市介護保険条例第11条第5項の規定、第3条の規定による改正後の加東市営住宅条例第18条第2項から第4項まで及び第38条第4項の規定並びに第4条の規定による改正後の加東市後期高齢者医療に関する条例第6条第5項の規定は、この条例の施行の日以後に納期限が到来する債権について適用し、同日前に納期限が到来したものについては、なお従前の例による。

第18号議案 要旨

加東市私債権管理条例等の一部改正（要旨）

1 改正理由

民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）が令和2年4月1日から施行され、民法（明治29年法律第89号）に規定する法定利率が年5%から年3%に引き下げられること等に伴い、市税を除く市の債権の取扱いに係る改正を行うものである。

2 改正内容

(1) 加東市私債権管理条例の一部改正（第1条関係）

ア 遅延損害金に係る規定を加えること。（改正後の第7条）

イ 徴収停止後相当の期間を経過しても、債務を履行させることが困難又は不相当と認められる場合は、当該私債権を放棄することができる規定を加えること。（改正後の第14条）

ウ 所要の文言整理を行うこと。（改正後の第8条～第16条）

(2) 加東市介護保険条例の一部改正（第2条関係）

延滞金の減免に係る規定を加えること。（第11条）

(3) 加東市営住宅条例の一部改正（第3条関係）

ア 「延滞金」を「遅延損害金」に改め、利率を民法第404条に規定する割合に改めること。（第18条）

イ 明渡し請求により徴収することができる支払期後の利息を「年5分の割合」から「民法第404条に規定する割合」に改めること。（第38条）

(4) 加東市後期高齢者医療に関する条例の一部改正（第4条関係）

延滞金の減免に係る規定を加えること。（第6条）

3 施行期日 令和2年4月1日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>○加東市私債権管理条例の一部改正（第1条関係）</p> <p>（督促）</p> <p>第6条 市長等は、市の私債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。</p>	<p>（督促）</p> <p>第6条 市長等は、市の私債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。</p> <p><u>（遅延損害金）</u></p> <p>第7条 <u>市長等は、前条の規定により督促した場合において、当該私債権の額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該私債権の額に民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金額を加算して徴収する。</u></p> <p><u>2 前項に規定する年当たりの割合は、^{じゅん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</u></p> <p><u>3 前2項の規定により遅延損害金額を計算する場合において、その計算の基礎となる未納金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>4 前3項の規定により遅延損害金額を計算する場合において、その確定額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨</u></p>

(強制執行等)

第7条 市長等は、市の私債権について、前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第10条の措置をとる場合又は第11条の規定により履行期限を延長する場合その他市長等が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(1)～(3) (略)

(履行期限の繰上げ)

第8条 市長等は、市の私債権について、履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第11条第1項各号のいずれかに該当する場合その他市長等が特に支障があると認める場合は、この限りでない。

(債権の申出等)

第9条 (略)

てるものとする。

5 市長等は、災害その他のやむを得ない理由があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、遅延損害金を減額し、又は免除することができる。

6 市長等と債務者との間で遅延損害金について特別の定めをした事項については、前各項の規定は、適用しない。

(強制執行等)

第8条 市長等は、市の私債権について、第6条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第11条の措置をとる場合又は第12条の規定により履行期限を延長する場合その他市長等が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(1)～(3) (略)

(履行期限の繰上げ)

第9条 市長等は、市の私債権について、履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第12条第1項各号のいずれかに該当する場合その他市長等が特に支障があると認める場合は、この限りでない。

(債権の申出等)

第10条 (略)

(徴収停止)

第10条 (略)

(履行延期の特約)

第11条 (略)

(免除)

第12条 (略)

(放棄)

第13条 市の私債権について、市長等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該市の私債権の全部又は一部及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

(1)～(5) (略)

(報告)

第14条 (略)

(委任)

第15条 (略)

○加東市介護保険条例の一部改正 (第2条関係)

(延滞金)

(徴収停止)

第11条 (略)

(履行延期の特約)

第12条 (略)

(免除)

第13条 (略)

(放棄)

第14条 市の私債権について、市長等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該市の私債権の全部又は一部及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

(1)～(5) (略)

(6) 第11条の規定により徴収停止を行った場合において、当該徴収停止後相当の期間を経過しても、同条第1項各号のいずれかに該当し、債務を履行させることが困難又は不相当と認められるとき。

(報告)

第15条 (略)

(委任)

第16条 (略)

(延滞金)

第11条 保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該保険料の額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該保険料の額につき年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2～4 （略）

○加東市営住宅条例の一部改正（第3条関係）

（督促、延滞金の徴収）

第18条 家賃を前条第2項の納期限までに納付しない者があるときは、市長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 入居者は、前項の規定により指定された期限（以下「指定納期限」という。）までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その指定納期限の翌日から納付の日まで期間の日数に応じ、年14.6パーセント（指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

第11条 保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該保険料の額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該保険料の額につき年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2～4 （略）

5 市長は、災害その他のやむを得ない理由があると認めるときは、第1項の規定による延滞金を減額し、又は免除することができる。

（督促、遅延損害金の徴収）

第18条 家賃を前条第2項の納期限までに納付しない者があるときは、市長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 入居者は、前項の督促を受けた場合においては、当該家賃に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を加算して納付しなければならない。

3 市長は、入居者が第1項の指定納期限までに家賃を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、前項の延滞金額を減額し、又は免除することができる。

(住宅の明渡し請求)

第38条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。

(1)～(7) (略)

2～3 (略)

4 市長は、市営住宅の入居者が第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を徴収することができる。

5～7 (略)

○加東市後期高齢者医療に関する条例の一部改正 (第4条関係)

3 市長は、入居者が納期限までに家賃を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、前項の遅延損害金を減額し、又は免除することができる。

4 前3項に定めるもののほか、遅延損害金の徴収については、加東市私債権管理条例(平成26年加東市条例第7号)第7条第2項から第4項までの規定を準用する。

(住宅の明渡し請求)

第38条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。

(1)～(7) (略)

2～3 (略)

4 市長は、市営住宅の入居者が第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に民法第404条に規定する割合による支払期後の利息を付した額の金銭を徴収することができる。

5～7 (略)

(延滞金)

第6条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該保険料の額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該保険料の額につき年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2～4 (略)

(延滞金)

第6条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該保険料の額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該保険料の額につき年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2～4 (略)

5 市長は、災害その他のやむを得ない理由があると認めるときは、第1項の規定による延滞金を減額し、又は免除することができる。

加東市私債権に係る遅延損害金の減免基準を定める規則（案）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、加東市私債権管理条例（平成 26 年加東市条例第 7 号）第 7 条第 1 項及び加東市営住宅条例（平成 18 年加東市条例第 170 号）第 18 条第 2 項に規定する遅延損害金の減免基準について、必要な事項を定めるものとする。

（遅延損害金を減免する理由）

第 2 条 加東市私債権管理条例第 7 条第 5 項及び加東市営住宅条例第 18 条第 3 項に掲げる市長及び公営企業の管理者（以下「市長等」という。）がやむを得ない理由があると認めるときは、次のとおりとする。

- (1) 納付義務者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難に遭ったことにより著しい損失を受けたとき。
- (2) 納付義務者又はその者と生計を一にする親族が罹患し、又は負傷したことにより多額の出費を要したとき。
- (3) 納付義務者が罹患し、若しくは死亡し、又は身体の拘束を受け、他に納付を管理する者がいなかったと認められるとき。ただし、当該納付義務者の死亡による場合は当該納付義務者の相続人の確定又は相続財産管理人の選任がなされるまでの期間、身体の拘束による場合は法令その他の理由により身体を拘束された期間に係る遅延損害金に限る。
- (4) 納付義務者が失職し、又はその事業につき著しい損失を受け、若しくはその事業が著しい不振に陥り、休業し、廃業し若しくは倒産したとき。
- (5) 納付義務者が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による扶助を受けているとき。
- (6) 納付義務者に生活困窮等の経済上の事情があったと認められるとき。
- (7) 納付義務者が法律上自己の財産処分が禁止状態にあるとき。
- (8) 納付義務者の責めに帰することのできない理由により、期限内に市の債権を納付することが困難であったと認められるとき。
- (9) 納付義務者が破産手続開始の決定を受けたとき、又はその財産の全部若しくは大部分につき滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売の開始、企業担保権の実行手続の開始、仮差押え若しくは仮処分がされているため、納付資金の調達が著しく困難であると認められるとき。
- (10) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 24 条第 2 項の規定により滞納処分の中止を命ぜられたとき、又は更生手続開始の決定があったことにより、同法第 50 条第 2 項若しくは第 3 項の規定により滞納処分をすることができないとき。
- (11) 会社更生法第 169 条の規定により延滞金の減免について市長が同意したとき。
- (12) 賦課決定、更正若しくは決定（以下「賦課処分」という。）について誤りがあったため、減額の更正若しくは賦課決定をしたとき、又は裁決若しくは判決により賦課処分の

全部若しくは一部が取り消されたとき。

(13) 労働災害（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条に規定する業務災害及び交通災害をいう。）、交通事故、納付義務者が行方不明（納付義務者が死亡したときにおいて相続人がいない場合を含む。）等の理由により、第三者（納付義務者と生計を一にする者を除く。）が市の債権を納付したとき。

(14) 前各号に掲げるもののほか、市長等が特別な理由があると認めるとき。

（その他）

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

加東市税外収入金に係る延滞金の減免基準を定める規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、加東市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例（平成18年条例第55号）第4条、加東市介護保険条例（平成18年加東市条例第127号）第11条第1項及び加東市後期高齢者医療に関する条例（平成20年加東市条例第9号）第6条第1項に規定する延滞金の減免基準について、必要な事項を定めるものとする。

（減免の理由）

第2条 加東市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例第4条、加東市介護保険条例第11条第5項及び加東市後期高齢者医療に関する条例第6条第5項に掲げるやむを得ない理由があると認めるときは、次のとおりとする。

- (1) 納付義務者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難に遭ったことにより著しい損失を受けたとき。
- (2) 納付義務者又はその者と生計を一にする親族が罹患し、又は負傷したことにより多額の出費を要したとき。
- (3) 納付義務者が罹患し、若しくは死亡し、又は身体の拘束を受け、他に納付を管理する者がいなかったと認められるとき。ただし、当該納付義務者の死亡による場合は当該納付義務者の相続人の確定又は相続財産管理人の選任がなされるまでの期間、身体の拘束による場合は法令その他の理由により身体を拘束された期間に係る延滞金に限る。
- (4) 納付義務者が失職し、又はその事業につき著しい損失を受け、若しくはその事業が著しい不振に陥り、休業し、廃業し若しくは倒産したとき。
- (5) 納付義務者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による扶助を受けているとき。
- (6) 納付義務者に生活困窮等の経済上の事情があったと認められるとき。
- (7) 納付義務者が法律上自己の財産処分が禁止状態にあるとき。
- (8) 納付義務者の責めに帰することのできない理由により、期限内に市の債権を納付することが困難であると認められるとき。
- (9) 納付義務者が破産手続開始の決定を受けたとき、又はその財産の全部若しくは大部分につき滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売の開始、企業担保権の実行手続の開始、仮差押え若しくは仮処分がされているため、納付資金の調達が著しく困難であると認められるとき。
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）第24条第2項の規定により滞納処分の中止を命ぜられたとき、又は更生手続開始の決定があったことにより、同法第50条第2項若しくは第3項の規定により滞納処分をすることができないとき。
- (11) 会社更生法第169条の規定により延滞金の減免について市長が同意したとき。
- (12) 賦課決定、更正若しくは決定（以下「賦課処分」という。）について誤りがあったた

め、減額の更正若しくは賦課決定をしたとき、又は裁決若しくは判決により賦課処分の全部若しくは一部が取り消されたとき。

(13) 労働災害（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条に規定する業務災害及び交通災害をいう。）、交通事故、納付義務者が行方不明（納付義務者が死亡したときにおいて相続人がいない場合を含む。）等の理由により、第三者（納付義務者と生計を一にする者を除く。）が債権を納付したとき。

(14) 前各号に掲げるもののほか、市長が特別な理由があると認めるとき。

（その他）

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。